JIPYONG & JISUNG Newsletter

December 2010 Vol.2. No.7.

01 地平志誠ニュース

- [法務法人地平志誠] 英文社名をJIPYONG&JISUNGへ変更いたしました。
- 地平志誠、『IFLR 1000』2011年度版など、海外の法律雑誌より優秀な評価
- 法務法人地平志誠、「都市整備事業と公共管理制の法的争点」セミナー開催
- 法務法人地平志誠、グローバルビジネス-中南米チーム発足

07 業務動向

- 地平志誠、東洋総合金融証券を諮問し、カンボジアの財経部との金融諮問契約締結
- 地平志誠、ファンド商品説明書提供と関連する「間接投資資産運用業法違反」訴訟で勝訴
- 地平志誠、韓国投資証券、LG商社、Barclaysが共同GPで参加した「Global Dynasty海外資源開発投資専門会社」の設立業務遂行

10 コラム

- ベトナムの新しい商事駐在法、新年から発効、注意すべき点は？
- 中国の政策と法令の関係
- コンセッション・アグリメントに関する法律改定、果たして民間投資事業に活力を与えられるか。

法務法人地平志誠のニューズレッターは一般的な法律情報を伝達する目的から提供されており、その内容等な法務法人地平志誠の公式的な見解や具体的な案件に対する法的な効力を持つ法律諮問ではありません。具体的な内容に関しましては法務法人地平志誠の弁護士や専門家に相談してください。

地平志誠

韓国ソウル市中区南大門路4-45商工会議所ビル 11階
TEL:+82-2-6200-1600 FAX: +82-2-6200-0800 http://www.jipyong.com E-mail: master@jipyong.com
Copyright ⓒ 2009 JIPYONG & JISUNG Attorneys at Law. All rights Reserved.

法務法人地平志誠 Newsletter

(地平志誠ニュース)

[法務法人地平志誠] 英文社名をJIPYONG&JISUNGへ変更いたしました。

ご案内

2010年１２月1日より、法務法人地平志誠は、韓国語社名との一貫性のため、英文社名をJISUNG HORIZONからJIPYONG&JISUNGへ変更いたします。

英文社名が変わることによって、法人のホームページもwww.jipyong.comへ、また、所属専門家のメールアドレスも「@jipyong.com」へと変更することになりました。

法務法人地平志誠の従来のホームページの住所であるwww.js-horizon.comと、所属専門家の従来のメールアドレスの「@js-horizon.com」は、当面の間、並行して使用することができます。

	変更前	変更後
英文社名	JISUNG HORIZON	JIPYONG & JISUNG
ホームページ	www.js-horizon.com	www.jipyong.com
所属専門家のメールアドレス	@js-horizon.com	@jipyong.com

以上、弊所の変更された情報のアップデート、よろしくお願い申し上げます。
ありがとうございます。

地平志誠
JIPYONG & JISUNG

100-743 ソウル市中区南大門路 4 街 45 商工会議所ビル 11 階
T: 82-2-6200-1600 F: 82-2-6200-0800 http://www.jipyong.com

Jipyong & Jisung

(地平志誠ニュース)

地平志誠、『IFLR 1000』2011年度版など、海外の法律雑誌より優秀な評価

法務法人地平志誠は、世界的な法律雑誌である『IFLR1000』の 2011 年度版の評価で、企業諮問 4 つの分野のすべてにおいて、優秀な評価を受けました。

今回の『IFLR1000』の 2011 年度版の企業諮問分野は 4 つに分けて評価が行われ、法務法人地平志誠は、「引受合併(Mergers and acquisitions)」、「構造調整及び破産(Restructuring and insolvency)」で 2 位を、「金融及びプロジェクトファイナンス(Banking and project finance)」及び「資本市場(Capital markets)」分野で 3 位を占めるなど、すべての分野で優秀な成果を挙げました。

また、『IFLR1000』は、地平志誠の紹介の中で、「地平志誠の弁護士は、優れた問題解決能力をもっており、顧客中心のオーダーメイド型サービスを提供している」と述べました。

『IFLR1000』は、ロンドンに本社を置く世界的な金融雑誌である『ユーロマネー』誌が発行する月刊誌として、金融関連法律業務を取り扱う弁護士や国際金融業界の人々から、法律実務と関連し高い権威が認められています。特に、毎年、各国別の優秀ローファームを各部門ごとに選定している同雑誌の評価は、世界各国から優秀ローファーム選択に主要ガイドラインとして活用されています。

一方、アジアとオーストラリアの主要ローファーム案内書である『The Asia Pacific Legal 500』の 2010-2011 年改訂版において、地平志誠は、Capital markets, Corporate and M&A, Dispute resolution, Intellectual property: patents and trade marks, Projects and energy, TMT などの様々な領域において、上位にランクされました。

■ **関連リンク**

[IFLR]

- IFLR1000 Website
- Jisung Horizon - Asia-Pacific - IFLR1000 - Financial Law Firm Rankings

[Legal 500]

- The Legal 500 Website
- The Legal 500 Jisung Horizon Seoul, SOUTH KOREA What we say

Jipyong & Jisung

(地平志誠ニュース)

法務法人地平志誠、「都市整備事業と公共管理制の法的争点」セミナー開催

法務法人地平志誠は、去る 10 月 22 日、大韓商工会議所中会議室にて、業界関係者 100 名あまりが参加した中、「都市整備事業と公共管理制の法的争点に関するセミナー」を開催しました。

今回のセミナーのセッション 1 では、地平志誠のジョン・ウォン弁護士の報告があり、都市整備事業と関連した最近の法院の判例動向と予想される問題に関する研究分析とともに、ソウル大学校法学専門大学院都市整備法教育センターのジョン・ソンジェ研究員(弁護士)と法律事務所ウォンのチェ・ヨンドン弁護士が参加し、議論を行いました。続いて、セッション 2 では、地平志誠のジョ・ビョンギュ弁護士の報告があり、2010 年 10 月 1 日、ソウル市管内の整備事業場に施行された公共管理制による法的争点に対する議論とともに、ソウル市庁公共管理課のチェ・ソンテ課長と(株)ハンシティのウィ・ジュンボク代表理事が参加し、新しい制度の施行と今後の発展方向に対する議論が行われました。

Jipyong & Jisung

(地平志誠ニュース)

法務法人地平志誠、グローバルビジネス-中南米チーム発足

法務法人地平志誠は、持続的な経済成長を達成しつつ、世界経済の中心として脚光を浴びているブラジルなどの中南米地域に注目してきました。

地平志誠は、中南米の地域的特長に基づきつつ、顧客に対してより効率的なサービスを提供しようと、M&A、金融及び海外投資関連の専門家を中心として、中産米チームを発足しました。

地平志誠は、ブラジル現地のコンサルティング会社と連携し、ブラジルの現地投資ネットワークを構築しつつ、中南米地域にネットワークを保有している多数のブラジル現地のローファームとの交流を通じて、効率的な法律サービスを提供できる環境を整えました。特に、韓国ローファームの中では、初めて、在ブラジル韓国人 2 世のブラジル弁護士をソウル本社に迎え入れ、韓国国内において直接にブラジル及び中南米関連の法律サービスを効率的に提供できるようになりました。

法務法人地平志誠は、中国、東南アジア及びロシアなどで積み上げてきた海外業務のノーハウに基づき、今後、増加すると予想される中南米関連業務に対しても、地域的専門性に基づいた最高レベルの法律サービスを提供していきます。

[主要業務]

- 海外直接投資に対する総合諮問
- 投資許可取得及び会社設立関連諮問や実務代行
- 合弁契約(Joint Venture Agreement)関連諮問
- 現地企業の M&A 及び持分引受関連の諮問や法律デューデリジェンス
- 建設及び不動産開発、不動産売買等に対する諮問
- 資源開発、SOC 関連の諮問
- Project Finance などの金融関連諮問
- 資本市場関連諮問
- 現地法人の運営、組織変更等に対する諮問
- 貿易関連諮問及び訴訟

[主要実績]

- 物流会社のブラジル現地法人設立関連諮問
- ペルにおける下水処理場建設関連の諮問
- 貿易業者間の紛争に関する諮問

[ブラジル現地ローファームネットワーク] (ABC 順)

- Dantas Lee Brock e Camargo Advogados
- Demarest e Almeida Avdogados
- Machado Associados
- Madrona Hong Mazzuco
- Mattos Filho Veiga Filho Marrey Jr e Quiroga
- Pinheiro Neto Advogados
- Siqueira Castro Advogados
- Souza Cescon Avedissian Barrieu e Flesch
- Tozzini Freire Advogados
- Velloza, Girotto e Lindernbojm Advogados Associados

[担当弁護士]

梁栄太(ヤン・ヨンテ)
代表弁護士

金尚俊(キム・サンジュン)弁護士

姜栗里(ガン・ユルリ)
弁護士

辛敏(シン・ミン)
弁護士

鄭喆(チョン・チョル)
弁護士

李炳周(イ・ビョンジュ)
弁護士

李有敬(イ・ユギョン)
弁護士

盧忠煜(ノ・チュンウク)
米国弁護士

洪眞敬(ホン・ジンギョン)米国弁護士

Arao Kang
ブラジル弁護士

Jipyong & Jisung

(業務動向)

地平志誠、東洋総合金融証券を諮問し、カンボジアの財経部との金融諮問契約締結

東洋総合金融証券は、11 日、カンボジア・プノンペンに位置している法人事務所にて、カンボジアにおける最初の証券会社の誕生を知らせる行事とともに、カンボジア国営企業であるプノンペン水道公社とテレコムカンボジアの企業公開及び上場に関する金融諮問契約の調印式を開きました。

法務法人地平志誠の金融パートとカンボジア支社は、過去 2 年間、東洋総合金融証券を諮問し、この日、カンボジアの財経部との金融諮問契約(FAA, Financial Advisory Agreement)が締結できるよう、サポートしてきました。

現在、カンボジア政府は、韓国取引所と合作で、証券取引所(Cambodia Securities Exchange)の設立を来年まで完了する予定であり、このような準備の一環として、去る 10 月 20 日には、合計 7 社の金融会社が総合証券会社としての認可を受け、この中、地平志誠が法律諮問を提供している東洋総合金融証券が第 1 号として選定されました。

法務法人地平志誠は、今後、東洋総合金融証券を諮問し、カンボジアの SOC、通信関連の優良公企業を上場させる業務を、カンボジア現地で行う予定です。

[担当弁護士]

梁栄太(ヤン・ヨンテ)
代表弁護士

李幸揆(イ・ヘンギュ)
弁護士

柳廷勳(ユ・ジョンフン)弁護士

兪丁漢(ユ・ジョンハン)弁護士

洪眞敬(ホン・ジンギョン)米国弁護士

Jipyong & Jisung

(業務動向)

地平志誠、ファンド商品説明書提供と関連する「間接投資資産運用業法違反」訴訟で勝訴

地平志誠は、投資家にファンドを販売しながら投資説明を提供していなかった疑い(間接投資資産運用業法違反)で略式起訴されたウリ銀行元副支店長を代理した事件で、無罪判決を受けました。

ソウル北部地法刑事 4 単独の今回の判決は、「ファンド投資家に収益構造を十分に説明した<商品説明書>を提供したのであれば、<正式投資説明書>を提供したことと同様」との内容を含んでおり、現行法は、ファンド販売会社が投資説明書を投資家に「直接、または、郵便を通じて伝達するか、インターネットホームページや電子郵便などを利用して提供」するように明示していますが、伝達方式と形式に対する今回の判決は、金融業会に大きなイシューになっています。

[担当弁護士]

禹尚潤(ウ・サンユン)
弁護士

宋成鉉(ソン・ソンヒョン)
弁護士

Jipyong & Jisung

(業務動向)

地平志誠、韓国投資証券、LG商社、Barclaysが共同GPで参加した「Global Dynasty海外資源開発投資専門会社」の設立業務遂行

法務法人地平志誠は、韓国投資証券、LG 商社、Barclays が共同 GP で参加して設立した海外資源開発投資専門会社の「Global Dynasty 海外資源開発投資専門会社」の設立業務を成功的に遂行しました。

本業務は、知識経済部の主管のもと、海外資源開発事業法上の海外資源投資開発専門会社を設立するために、2009 年 6 月から 1 次及び 2 次にわたった競争入札手続を経てその設立が推進されたものであり、同類の事例がなかったゆえに不確実であった法律的、経済的な様々な問題をすべてクリアし、10 月 8 日に金融監督委員会に私募投資専門会社としての登録を済ませ、終結されました。
同投資専門会社は、設立と同時に、積極的な海外資源開発投資を行う予定です。

[担当弁護士]

明漢錫(ミョン・ハンソク)
弁護士

柳慧定(リュ・ヘジョン)
弁護士

蔡熙錫(チェ・ヒソク)
弁護士

李恩英(イ・ウンヨン)
弁護士

朴炯俊(バク・ヒョンジュン)米国弁護士

ゴン・スハン
米国弁護士

李尚憙(イ・サンヒ)
米国弁護士

具相洙(グ・サンス)
公認会計士

柳龍鉉(リュ・ヨンヒョン)
公認会計士

Jipyong & Jisung

(コラム)

ベトナムの新しい商事駐在法、新年から発効、注意すべき点は？

(写真 ： 法務法人地平志誠 韓丞嫺(ハン・スンヒョク)オーストラリア弁護士)

韓国企業の対ベトナム総投資金額は、2009 年基準で USD20.4 billion であり、ベトナム投資国家の中で、投資規模 1,2 位占めています(投資件数 1 位、総投資金額 2 位)。

投資金額と投資件数が増えたことによって、現地において韓国企業が法律的紛争に露出される可能性も増えてきたといえるでしょう。

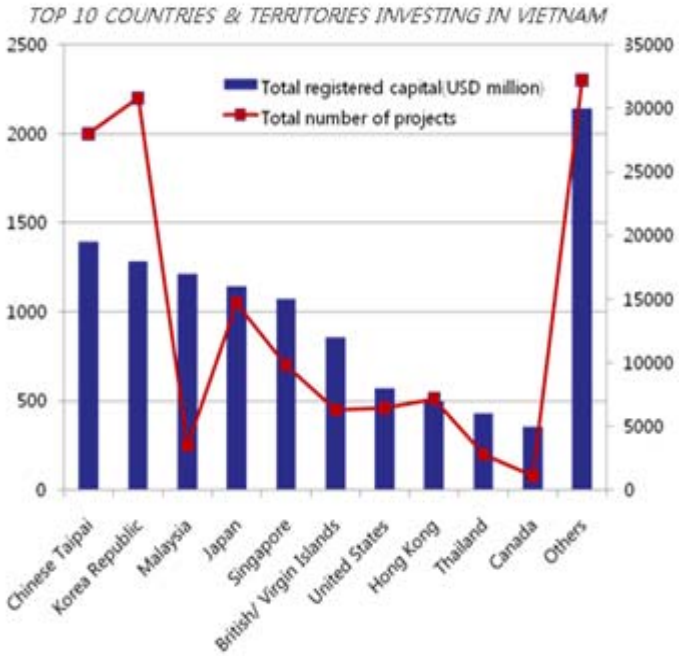

国家	89カ国
プロジェクト数	10,854
資本金(USD billion)	175

投資分野	プロジェクト数対比	資本規模対比
製造業	61.9%	50.7%
不動産	2.9%(312)	22%(38.46)

順位	プロジェクト数	資本金規模 (USD billion)
1. 台湾	2,013	21.3
2. 韓国	2,294	20.4

[参考：Business Advantage Vietnam 2010 ⓒCopyright Business Advantage International Pty Ltd]

このようなことから、さる 6 月 17 日にベトナムの国会を通過した「商事仲裁法(Law 54)」は、ベトナムに進出したか進出しようとするわが企業が注目すべき法律です。

本稿では、ベトナム内における国際仲裁行為の中、既存の商事仲裁法(Ordinance[1] on Commercial Arbitration, 2003)と、2011 年 1 月 1 日から新しく適用される商事仲裁法(Law 54)間において、いかなる変化があるのかを調べてみます。

商事仲裁法(Ordinance, 2003)	商事仲裁法(Law 54)
商事行為(commercial activities)の定義: 商事行為の範囲が、少なくとも「商事法」による「収益を誘発するすべての行為」と「一方当事者が商事行為に関与した紛争」へと拡大すると予想される。	
第 2 条 3 項に特定行為を列挙する方法で定義。	商事行為に対する定義をおいていない。
仲裁人の国籍	
ベトナムに投資した(合作、又は、100%単独投資)外国企業は、本法令の目的上、ベトナム企業として分類され、外国人を仲裁人として選定することはできない。外国人を仲裁人として選定できる場合にも、3 人の仲裁人の中、2 人はベトナム人でなければならない。	法で定めた仲裁人の委嘱基準を満たす外国人は、仲裁期間の仲裁人として委嘱されうる。
外国仲裁機関の支店、又は、代表事務所の設立	
設立及び運営不可	外国仲裁機関の支店(branch)として許可を取得する場合、本法律によって、ベトナム内において仲裁機関の運営が可能
第 3 仲裁人、又は、仲裁委員長選定: 当事者間の仲裁人選定において合意が得られなかった場合	
法院に選任を申請するように、当事者を強制する。	法院に選任権が渡る前、当事者は誰がいかなる方法で選定できるかを合意決定することができる。
臨時的処分(Interim relief): 一例として、紛争の対象物件を、仲裁判定の前に任意で処分できないように申請できる権利。	
法院に提訴後のみ申請可能	一方の申請によって仲裁判定部で決定
準拠法: ベトナム民法第 758 条の「foreign element」定義(最小限、一方が外国機関(企業)、団体、又は、個人である場合)を準用	
両当事者の合意及びベトナム法律の基本的原則に反しない場合に限り、外国法を準拠法とすることができる。	両当事者の合意によって準拠法を決めることができる。
仲裁言語: ベトナム民法第 758 条の「foreign element」定義(最小限、一方が外国機関(企業)、団体、又は、個人である場合)を準用	
Foreign element があったとしても、仲裁言語に対する合意がない場合、ベトナム語を仲裁言語とする。	Foreign element はあるが、仲裁言語に対する合意がない場合、仲裁判定部の判断によって最も適切な言語を仲裁言語として決定することができる。また、ベトナム内の外国人投資企業の場合にも、これを拡大適用する。

Jipyong & Jisung

(コラム)

中国の政策と法令の関係

(写真 : 法務法人地平志誠 明漢錫(ミョン・ハンソク)弁護士)

1. はじめに

1) 中国の法令体系

中国の法令には、次のようなものがあります。憲法、法律(基本法律とその他の法律)、法規(行政法規と地方省法規)、規章(部門規章と地方政府規章)、特別行政区(香港、マカオ)の法規、経済特区の法規、国際条約と協定、全国的な効力を持つものは憲法、法律、行政法規、部門規章であり、その他は、当該地方や地域においてのみその効力を有します。一般的に、効力順位は、憲法、基本法律、その他法律、行政法規、地方省法規及び規章の順です。制定及び改定の主体は、基本法律の場合は全国人民代表大会が、その他法律の場合は全国人民代表大会常務委員会、行政法規の場合は国務院が、部門規章の場合は国務院所属の各部や委員会になります。地方省法規や地方政府の規章は、当該区域の状況によって制・改定の主体が若干異なってきます。

2) 中国法令の特徴

中国法令の場合、その特徴は、まず、憲法と基本法律、そして、地方省法規の中、地方人民代表大会が制・改定する一部の法規を除けば、韓国の行政部に該当する国務院、各部処等が制・改定する法規が非常に多いという点です。

2 番目としては、法律等の場合には、抽象的規定が非常におおく、実際、その執行には行政部が制・改定する行政法規等の内容がより重要であるという点が取り上げられます。一方、行政法規が不明確な場合もありますが、この場合、通常、関連部処では、「通常公表されない」内部的解釈指針やガイドラインを制定し、それによって業務を処理しています。結局、法律のみを見れば、若干、不足しているようにみえる中国の法規は、行政法規及び内部指針等を通じて相当に細かく、規律を統一的に行っているといえるでしょう。

3 番目としては、立法法(行政手続法)とは異なって、法令を制・改定する際に、公論を無視するケースが多いということです。このようなことを考えると、法令の制・改定において、民主性は衰えるといえます。しかし、特定の状況に対応する立法手続きが非常に速やかになるという長所もあります。また、内部指針等を通じて公務員個人の裁量ではなく、統一的基準によって業務処理が行われるという特徴があります。但し、ある場合には、たまにではありますが、関連法令が頒布されましたが、内部指針がまだ未定ということで業務処理が遅れる場合もあります。

筆者がここで強調しようとすることは、中国法令の場合、思ったより、自意的解釈が行われるケースはそれほど多くなく、政策の変化が必要であると判断される場合、その政策変化をサポートする法令の立法作業が非常に速やかに行われるという点です。

2. 事例: 2008 年、内需拡大を通じた経済成長のための 10 大措置と支援立法

2008 年、世界的金融危機を向かえ、中国政府はその危機克服策として、内需拡大を通じた経済成長のための 10 大措置を発表しました。すなわち、2008 年 11 月 5 日、中国国務院の温家宝総理は、国務院常務会議を開催し、内需拡大を通じた経済の安定的・早い成長を促進するための措置を議論し、それを発表しました。同会議で温総理は、2008 年以来、国際金融市場が急激に変化し、世界経済成長は著しく減少され、国際経済環境の中、不安要素が増加し、中国に対する影響がだんだん現れてくるようになったと明らかにしました。これによって、国内経済運用で新しい状況及び問題、経済成長の鈍化、企業の利潤と財政収入の増加速度の減少、資本市場の賃貸が発生していると強調しました。これに、中国政府としては、フレキシブルで慎重にマクロ経済政策を採択し、積極的な財政政策と緩和された通貨政策を施行し、国内需要を拡大する強力な措置を取ることによって、民生公正、インフラ建設、生態環境建設と収入の低い国民の収入水準を向上するなど、経済の安定的ですばやい成長を促進するため、10 大措置を発表しました。

10 大措置の内容は、(1)保障性アパートの建設促進、(2)農村民生工程と農村インフラ建設の拡大、(3)鉄道、道路、空港など、SOC 事業の推進、(4)医療・衛生、教育、文化等、社会事業の発展促進、(5)炭素排出量減少と生態環境建設工事の推進、(6)自主的な確信と産業構造調整の推進、(7)災害復旧事業の推進、(8)国民たちの収入向上、特に、農民などの低所得層国民の収入向上、(9)付加価値税改革・全面施行、(10)信用拡大を通じた経済成長支援強化などで構成されています。このために、4 兆元という莫大な資金投入を決定しました。

このような 10 大措置をサポートするための具体的な立法措置の例としては、下記のようなことが取り上げられます。

(5)と関連し、国務院販工庁は、「2009 年エネルギー節約及び炭素排出減縮業務促進のための通知」を 2009 年 7 月 19 日付けで公布し、同日付で施行する。
(6)と関連し、国務院販工庁は、「発展改革委員会等、政府部処の自主的革新成果の産業化促進政策の伝達に関する若干の政策的通知」を 2008 年 12 月 15 日に公布し、同日付で施行する。
(9)と関連し、財政部は、「国家税務総局の全国的付加価値税改革を施行する問題に関する通知」を 2008 年 12 月 19 日付けで公布し、2009 年 1 月 1 日付で施行する。
(10)と関連し、中国銀行監督委員会は、「現況、一部の信用貸出監督管理政策調整を通じた安定的経済発展を促進するに関する通知」を 2009 年 1 月 10 日付で公布し、同日付で施行する。

2008 年 11 月 5 日、中国国務院常務会議を開催し、必要な立法措置を、早ければ、一ヶ月 10 日以内に、遅くなれば、8 ヶ月後に施行しました。もちろん、立法措置の必要のない事項は直ちに施行しました。4 兆元という莫大な資金が投入される政策

遂行のための極めてすばやい立法速度であるといえます。付加価値税のような重要な税制改革のための措置も、45 日以内に施行されました。

3. 結論

筆者が中国関連業務をしながら、もっともどかしさを感じることは、中国に対する偏見です。

もはや、中国は、「速度の遅い国」ではなく、「速度戦」の国です。もはや、中国は人治の国ではなく、法治の国であり、効率性を追及しているといえます。もはや、中国は、制度的な穴だらけの国ではありません。政策が出来上がり、公布される関連立法措置が取られ、これによって内部指針がサポートし、少なくとも、各地方単位では統一的な規律が行われています。

中国は、行政、立法の両者を最大限効率的に動員し、必要な国家政策を貫徹していく国です。行政部で必要な政策を発表すれば、必要な立法措置も取られます。中国で、または、中国と関連する事業を行おうとすれば、政策方向を検討し、それによる立法措置がいかにとられるかを、常に、感知する必要があります。

Jipyong & Jisung

(コラム)

コンセッション・アグリメントに関する法律改定、果たして民間投資事業に活力を与えられるか。

(写真 : 法務法人地平志誠 李勝珉(イ・スンミン)ロシア弁護士)

ロシアでは、コンセッション・アグリメントを通じた民間投資事業にはまだ慣れていません。各種のインフラ投資に対する伝統的な方法としては、連邦政府が予算を確定し、確定された予算金額によって入札を進め、事業者を選定し調達契約を締結して事業を進める方法のみでした。結果的に、インフラ投資事業において、合法的な主体は連邦政府、州政府、又は、地方自治体のみだったのです。

インフラ改善と関連し、ロシア連邦の予算法をみれば、現在も、長期目的プログラムの形態である公共インフラ事業予算が主な資金源になります。しかし、これも、2008 年のグローバル経済危機後、持続的に予算から項目が削減されつつあります。実際に、グローバル経済危機以前、ロシア連邦政府は、10 箇所あまりの交通や産業発展部分の大規模な公共インフラプロジェクトを検討し、入札を準備していました。また、このために、関連法律も改定し、ロシア投資ファンド(Инвестиционный фонд России)も設置しました。ところが、予算問題に争点となり、一部事業はその推進が保留されるようになりました。

にもかかわらず、今年に入り、ロシア連邦レベルで多数の大規模の民間投資事業契約が締結されました。例えば、サンクトペテルブルグ、プルコバ空港の現代化再建築、モスクワ-サンクトペテルブルグの有料高速道路建設事業、モスクワ-キエフ迂回道路建設事業、サンクトペテルブルグのネバ江の地下トンネル建設事業等がそれです。このほかにも、ロシア交通部と韓国の道路公社に該当するロシアの公企業である「ロスアフトドル」は、交通インフラと関連し、多数の新規プロジェクトを準備しており、サンクトペテルブルグ市は、市経電鉄事業入札も準備しています。そして、最近、モスクワ市の高位公務員たちは、マスコミを通じて、コンセッション・アグリメントを積極的に活用し、モスクワで 4,5 箇所の運動施設を建設するプロジェクトだけではなく、この制度を積極的に発展させると明らかにするなど、インフラ投資に対する興味が大きくなりつつある状況です。

今年に入って、上記のような事業が計画・進行されている背景には、今年の 7 月に改定された「コンセッション・アグリメントに関する連邦法律(2005.7.21 制定)」がある程度その影響を与えていることがあるといえるでしょう。この法律の目的は、ロシア経済に投資を誘致し、国家及び地方自治団体所有の財産を効果的に利用し、消費者に提供される財貨や用役の質を高めることにあります。従来にもこの法律はありましたが、実際にこの法によって事業を進めるには不足なところもあり、それほど活用されていませんでした。実務上では、政府、又は、地方自治団体が民間事業者と進行する民間投資事業の契約形態は、多様であり、統一されていない面もあります。このような契約がコンセッション・アグリメントにもなる可能性もあり、又は、ロシア投資ファンドがともに参加する投資約定になる可能性もあり、もしくは、民法に基づいた一般私的契約にもなる可能性

があります。用語の面においても、コンセッション・アグリメントに関する連邦法律による事業よりも(Проект на условиях концессионного соглашения)、国家民間協力事業(Государственное-частное партнерстово - ГЧП)という言葉がより一般的に使用されています。にもかかわらず、この法の必要性だけは、みんなが認めているのです。

今回の改定の主要内容をみると、まず、国家と地方自治体が事業者にコンセッションする財産の概念を、より、明確にして拡大しました。従来には、事業者に再建築、現代化等の目的で不動産のみをコンセッションできりましたが、これからは、不動産のみならず、技術的にお互いに連関する動産と不動産の総体、すなわち、動産と不動産によって構成されている複合施設も事業者へコンセッションすることができるようにその対象を拡大しました。2 点目は、コンセッション・アグリメントによる事業者の義務不履行及び不完全履行の場合、事業者変更の手続きを規定し、3 点目は、随意契約を通じたコンセッション・アグリメント締結の条件、要件、手続きをより明確にしました。そして、コンセッション・アグリメントの締結、改定、消滅時、国家と事業者間の権利義務がより詳細に規定されるようになり、最後は、契約の早期解除による事業者に対する補償規定も追加されました。

この法の改定の後、2 ヶ月がすぎた時点に本格的にこの法律が機能している状況ではないのですが、連邦政府、州政府、地方自治体、そして、国営企業と地方自治体の所有する企業が、すでに相当な数のプロジェクトを準備していると知られています。また、追加的な制度補完のため、連邦レベルだけではなく、州政府や地方自治体からも、自ら法規を制定しているとのマスコミの報道もあります。

一部の報告書には、今後 20 年間、ロシアは全国的に老朽化した産業インフラ、交通インフラ、共同住宅、公共事業と建設施設事業の現代化だけで、1,500 億ドルから 3,000 億ドルは所要されると評価されています。国内企業の立場からは、連邦レベルの交通インフラと産業インフラに参加する方法もありますが、州政府や地方自治体レベルにおける小規模民間投資事業(一般的に、水道、ガス、汚水処理、ゴミ処理、新しい大衆交通システムなど)も活性化されると予想されるので、むしろ、こういった事業に長期的にアプローチすることも意味があるのではなかろうかと思われます。

Jipyong & Jisung

http://www.jipyong.com

韓国ソウル本社 韓国ソウル市中区南大門路4-45商工会議所ビル 8, 11階 Tel : +82-2-6200-1600 Fax : +82-2-6200-1800

韓国ソウル江北事務所 韓国ソウル市中区ボンレ洞1-25 HSBCビル 15階 Tel : +82-2-6200-1800 Fax : +82-2-6200-0830

グローバルビジネスセンター グローバルビジネスセンター 韓国ソウル市中区南大門路4-45商工会議所ビル 11階 Tel : +82-2-6200-0880 Fax : +82-2-6200-0804

中国上海支社 Room 2310, Shanghai Maxdo Center, No.8 Xing Yi Road, Shanghai, China Tel : 86-21-5208-2800 Fax : 86-21-5208-2807

ベトナムホーチミンシティ支社 #1605, Centec Tower, 72-74 Nguyen Thi Minh Khai Street, Ward 6, District 3, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel : 84-8-3910-7510 Fax : 84-8-3910-7511

ベトナムハノイ支社 Suite 1003, 10th Fl., Daeha Business Center, 360 Kim Ma St., Ba Dinh Dist., Hanoi, Vietnam Tel : 84-4-6266-1901 Fax : 84-4-6266-1903

カンボジア事務所 SK-Shinah Office, 2F No.797, Monivong Blvd. & St. 484, Phsar Doeum Thkov, Khan Chamkarmon, Phnom Penh, Cambodia Tel : 855-23-726-897 Fax : 855-23-726-457

ラオス事務所 LLC Bldg, Nong bon Road, Saysetha District, Vientiane, Laos Tel : 8560-20-301-9820 Fax : 856-21-264-344